

送 付 書

令和4年 6 月 20 日第 3073 号で受付した登記申請について、下記書類等を送付いたします。

ご査収のほどお願いいたします。

記

- ☒ 還 付 書 類
- ☒ 受 領 証
- ☐ 印鑑カード
- ☐ 登記事項証明書
- ☐ そ の 他 ()

千葉地方法務局法人登記部門

担当： 片 見

電話：043-302-1315

決議録

有償ボランティア NPO 法人大網お助け隊

作成 野村一郎

頁 1/1

タイトル 令和 2 年総会書面決議結果

・ 実施期日 令和 2 年 4 月 24 日(金)

場 所 大網お助け隊事務所

書面提出者： 石川庄六、杉本義光、松岡邦裕、床爪照男、野村一郎、小川栄治、内田正人、川崎貴剛、佐々木則夫、新谷英敏、安岡律子、大場もと次、永田英文、野上ひな子、内山眞美子、飯田純子、松崎文男、積田隆夫、杉本美子、石橋恵子、萬崎裕子、内山笑美子、飯高國廣、野村孝、東原久代、石黒悦子、山田栄、佐藤絹子、水本秀孝、大橋秀代、高橋美智子、長田美和子、鶴澤司子、安斎敬子、佐藤信夫、小倉正男、西垣孝子、山崎香、菅原幸子、柴田稔、廣重静男、江間寛子、夏迫芳廣、小野崎麻記子、吉岡敏昭、松崎優、星野靖広、村上則男、水野洋一、大田昭

決議者 50 名 (敬称略)

書面決議は全員参加

書面による決議結果について

令和 2 年 4 月 1 7 日に予定していた NPO 法人大網お助け隊総会は、コロナウイルスの影響で「緊急事態宣言」により中止し、書面による決議の開催を通知したところ、協力会員全員から議案に対する回答が得られました。ついては、下記のとおり議決があったとしてみなしましたので、報告します。

1 NPO 法人大網お助け隊総会があったものとみなされた日 令和 2 年 4 月 2 4 日

2 議決があったものとみなされた事項

(1) 第 1 号議案 令和 1 年度 事業活動報告

承認 5 0 否認 0 NPO 法人大網お助け隊会則第 1 2 条の規定に基づき承認されました
[意見等] なし

(2) 第 2 号議案 令和 1 年度 収支決算報告及び会計監査報告

承認 5 0 否認 0 NPO 法人大網お助け隊会則第 1 2 条の規定に基づき承認されました
[意見等] なし

(3) 第 3 号議案 令和 2 年度 組織及び役員

新組織及び関係機関職員の変更。

理事人事では理事全員の任期が満了。このため理事 7 名 石川庄六、杉本義光、松岡邦裕、野村一郎、内田正人、野上ひな子、内山眞美子と監事 1 名 小川栄治、の再任を提示し、

これらの承認を提案。承認 5 0 否認 0 NPO 法人大網お助け隊会則第 1 2 条の規定に基づき承認されました [意見等] なし

(4) 第 4 号議案 令和 2 年度 事業活動計画

承認 5 0 否認 0 NPO 法人大網お助け隊会則第 1 2 条の規定に基づき承認されました
[意見等] なし

(5) 第 5 号議案 令和 2 年度 会計予算

承認 5 0 否認 0 NPO 法人大網お助け隊会則第 1 2 条の規定に基づき承認されました
[意見等] なし

なお、議事録署名人は野村一郎、松岡 邦裕の両名としました。

以上、この総会書面決議が正確であることを証します。

令和 2 年 4 月 24 日

代 表

石川 庄六

議事録署名人

野村 一郎

議事録署名人

松岡 邦裕



代表重任の場合印は、お助け隊の印で OK 継続可

就任承諾書

私は、令和2年4月24日の貴法人通常総会において、貴法人の理事に
選任されたので、その就任を承諾します。

令和2年4月24日

千葉県大網白里市細草876番地130

石川 庄六



特定非営利活動法人大網お助け隊 御中

(総会の書面決議の報告および理事長の人選のため理事会を開催した)

7月21日、総会後に理事長を決め、この

実施期日： 令和2年4月24日 (金) 15 時～15 時 30 分 場所 お助け隊事務所

出席者： 石川庄六、杉本義光、松岡邦裕、内田正人、野上ひな子、内山眞美子、野村一郎 (理事 7 名)

審議事項

1、総会開催について

総会については市の指導により公民館の使用不可の通知があり、館内での総会は中止とした。諸事情を鑑み、総会は集合開催せず、書面にて実施することとし、往復はがきによる議案賛否を会員全員に問うた。

結果、令和2年4月24日付け書面決議にて令和2年度総会案件(1)～(5)の案件について議決があったとみなし、協力会員過半数の賛成を得、これらは承認された。

2、理事長の選出について

理事・監事の任期満了に伴い、総会に全理事等の再任を提案し、総会での承認を得た。

このことをもって、新理事 石川庄六、杉本義光、松岡邦裕、内田正人、野上ひな子、内山眞美子、野村一郎にて次期理事長の人選を諮った。理事長に石川庄六氏を再任する事を全員異議なく承認した。

なお、議事録署名人を 松岡 邦裕、野村 一郎 の2名とする

以上、この議事録が正確であることを証します。

議長 (代 表) 石 川 庄 六

印

議事録署名人 松 岡 邦 裕

印

議事録署名人 野 村 一 郎

印

就任承諾書

私は、令和2年4月24日の理事の互選において、貴法人の理事長に
選任されたので、その就任を承諾します。

令和2年4月24日

千葉県大網白里市細草 876 番地 130

石 川 庄 六



特定非営利活動法人大網お助け隊 御中

令和4年度 NPO 法人大網お助け隊通常総会 議事録

日時 令和4年4月22日(金) 13:30～15:30
場所 大網白里市中央公民館 1F 会議室
出席者 石川庄六、杉本義光、松岡邦裕、野村一郎、佐々木則夫、安岡律子、
内田正人、小川栄治、内山眞美子、野上ひな子、川崎貴剛、新谷英敏、永田英文、
水野洋一、水本秀孝、積田隆夫、松崎文男、松崎優、飯田純子、菅原幸子、
山内友代、柳澤洋子、平賀登、野口政子、石黒悦子、津久井京子 合計 27 名

定刻、司会の松岡邦裕より、NPO 法人大網お助け隊通常総会開催にあたり、会員数 55 名に対し、出席者 27 名、委任状 20 名、合計 47 名となることから、定款第 26 条及び会則第 12 条により本通常総会は成立する旨宣言した。また定款第 25 条により、議長選出を諮ったところ、出席者の互選により松岡邦裕が選出され本人はこれを承諾した。議長は議事録作成者に永田英文を、議事録署名人に石川庄六、野村一郎を指名し、議事に入った。

1. 代表挨拶

代表の石川庄六より、大網お助け隊は発足より 11 年 6 か月となりましたが、住みよい街づくりのためこれまで皆さんの活動に感謝します。利用者から感謝の言葉を沢山いただけてます。昨年はコロナ禍で開催できなかった総会が今年は無事開催することができました。

2. 審議事項

第 1 号議案 令和3年度 事業活動報告

説明者杉本義光より事業活動報告を、また永田英文より各種会議、イベント等の実績報告がなされた。

エコロ助成金の使途について質問があり、福祉車両の維持管理費や福祉有償運送の資格講習等に使う旨説明があった。

第 2 号議案 令和3年度 収支決算報告及び会計監査報告

説明者水野洋一より収支決算報告を、野上ひな子より互助会収支決算報告を、監事の小川栄治より監査報告の説明がなされた。

福祉車両の減価償却費について質問あり、車両は 2 年償却である旨説明があった。議長は、第 1 号議案及び第 2 号議案の可否を求め、全員異議なく承認可決した。

第 3 号議案 令和4年度 組織及び役員（案）

説明者杉本義光より、新組織について、副代表及び事務局を廃止し事務局機能は総務に包括する。理事人事では理事全員任期満了となる為、理事 7 名のうち、

石川庄六、内田正人が退任し、新谷英敏、永田英文が新たに就任し、杉本義光、松岡邦裕、野村一郎、内山眞美子、野上ひな子、が再任、小川栄治が監事を再任する旨説明した。

議長は第3号議案の可否を求めたところ、全員異議なくこれを承認可決し、新谷英敏、永田英文は理事就任を承諾した。

第4号議案 令和4年度 事業活動計画(案)

説明者杉本義光より令和4年度事業活動計画において、更なるネットワーク化をはかり業務の共有化を進めていく、また地域活性化については、社会福祉協議会の事業と連携をはかって協力を進めていく、担い手の確保では、年2回の協力会員募集説明会を実施し、社協の生活サポーター等の利用も検討の説明がなされた。永田英文より各種会議、イベント等の年間予定において、事務当番会議は隔月に変更し、スキルアップ講習を年3回行う等の説明がなされた。

第5号議案 令和4年度 会計予算(案)

説明者水野洋一より会計予算案の説明がなされた。

議長は、第4号議案及び第5号議案の可否を求め、全員異議なく承認可決した。

第6号議案 理事選任及び法人役員名簿提出の件

議長は、添付の内容どおり「新役員8名の名簿」及び「社員のうち10名以上の者の名簿」を提出したい旨説明し、第6号議案の可否を求めたところ、全員異議なくこれを承認可決した。

議長は、以上をもって審議事項はすべて終了したので閉会を宣言した。

通常総会の議決内容を明確にするため本議事録を作成し、議事録署名人石川庄六、野村一郎は本総会の内容を正しく反映していることを確認し記名捺印する。

令和4年4月22日

NPO 法人大網お助け隊

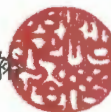
代 表

石川 庄六



議事録署名人

松岡 邦裕



議事録署名人

野村 一郎



就任承諾書

私は、令和4年4月22日の貴法人通常総会において、貴法人の理事に選任されたので、その就任を承諾します。

令和2年4月22日

千葉県大網白里市みずほ台2-24-7

内 山 真 美 子



特定非営利活動法人大網お助け隊 御中

令和4年度NPO法人大網お助け隊理事会 議事録

日時 令和4年4月24日(金) 15:00～15:20
場所 大網お助け隊事務所
出席者 (理事) 杉本義光、松岡邦裕、野村一郎、内山眞美子、新谷英寿、永田英文
野上ひな子、(監事) 小川栄治

理事全員の出席があり、内山眞美子理事が議長に推薦された。
議長から本理事会は有効である旨の宣言があり、以下の議事にはいった。

[審議事項]

第1号議案 令和4年度通常総会開催の件

議長より、令和4年度通常総会は4月22日(金) 13:30より中央公民館にて開催、以下の審議事項を定款第22条及び第24条により議決した旨、報告があった。

- 第1号議案 令和3年度 事業活動報告
- 第2号議案 令和3年度 収支決算報告及び会計監査報告
- 第3号議案 令和4年度 組織及び役員(案)
- 第4号議案 令和4年度 事業活動計画(案)
- 第5号議案 令和4年度 会計予算(案)
- 第6号議案 理事選任及び法人役員名簿提出の件

第2号議案 理事長選任の件

通常総会の終了をもって理事石川庄六の退任があり、後任を議場に諮ったところ、副理事の杉本義光より内山眞美子氏を推薦したいと意見があり、一同異議なくこれを承認し、内山眞美子は代表就任を承諾した。

議長は、以上をもって審議事項はすべて終了したので閉会を宣言した。
本理事会の議決内容を明確にするため議事録を作成し、議事録署名人松岡邦裕、野村一郎は本理事会の内容を正しく反映していることを確認し記名捺印する。

令和4年4月24日

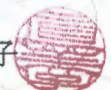
新しい理事長が代ったので
署名人代に印は実印で

NPO 法人大網お助け隊

議長 内山眞美子

議事録署名人 松岡 邦裕

議事録署名人 野村 一郎



就任承諾書

私は、令和4年4月24日の理事の互選において、貴法人の理事長に
選任されたので、その就任を承諾します。

令和4年4月24日

千葉県大網白里市みずほ台2-24-7

内 山 眞 美 子



特定非営利活動法人大網お助け隊 御中

受付番号票貼付欄

特定非営利活動法人変更登記申請書

1. 会社法人等番号0400-05-019339

フリガナ トクエイ ヒエイカクトウホウジン オアシタスケタイ

1. 名称 特定非営利活動法人大網お助け隊

1. 主たる事務所 千葉県大網白里市木崎341

1. 登記の事由 理事の変更

1. 登記すべき事項

「役員に関する事項」

「資格」理事

「住所」千葉県大網白里市細草876番地130

「氏名」石川庄六

「原因年月日」令和2年4月²⁴~~25~~日重任

「役員に関する事項」

「資格」理事

「住所」千葉県大網白里市細草876番地130

「氏名」石川庄六

「原因年月日」令和4年4月²³~~22~~日退任

「役員に関する事項」

「資格」理事

「住所」千葉県大網白里市みずほ台2-24-7

「指名」内山 眞美子

「原因年月日」令和4年4月²⁴~~22~~日就任令和4.1年6.1月20日受付
第 3073 号上記のとおり受領した。
千葉地方法務局
登記官 岩崎 功治

1. 添付書類

社員総会議事録

2通

理事会議事録

2通

定款

1通

就任承諾書

(4通)

印鑑証明書

1通



千葉県大網白里市木崎341
特定非営利活動法人大網お助け隊

上記のとおり，登記の申請をします。

令和 4年 月 日

申請人 千葉県大網白里市木崎341

特定非営利活動法人大網お助け隊

理 事 千葉県大網白里市みずほ台2-24-7



内山 眞美子



連絡先の電話番号 047⁵-72-8629

千葉地方法務局 御中



役員名簿(案)



役 名	氏名(ふりがな)	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	杉本(すぎもと) 義光(よしみつ)	大網白里市季美の森南3丁目13番地7	無
理事	内山(うちやま) 眞(ま)美(み)子(こ)	大網白里市みずほ台2丁目24番地7	無
理事	松岡(まつおか) 邦(くに)裕(ひろ)	大網白里市大網1942番地1	無
理事	野村(のむら) 一郎(いちろう)	大網白里市ながた野1丁目20番地10	無
理事	新谷(あらや) 英(ひで)敏(とし)	大網白里市富田2111-103	無
理事	永田(ながた) 英文(ひでふみ)	大網白里市みずほ台3丁目32番地18	無
理事	野上(のがみ) ひな子(こ)	大網白里市みずほ台2丁目23番地9	無
監事	小川(おがわ) 栄治(えいじ)	大網白里市柿餅337番地	無

社員のうち10人以上の者の名簿(案)

氏 名	住 所 又 は 居 所
内山 眞美子	大網白里市みずほ台2丁目24番地7
高橋 美智子	大網白里市みずほ台1丁目15番地30
川崎 貴剛	大網白里市上谷新田375番地15
野上 ひな子	大網白里市みずほ台2丁目23番地9
野村 一郎	大網白里市ながた野1丁目20番地10
松岡 邦裕	大網白里市大網1942番地1
杉本 義光	大網白里市季美の森南3丁目13番地7
小川 栄治	大網白里市柿餅337番地
床爪 照男	大網白里市上谷新田418番地20
新谷 英敏	大網白里市富田2111-103
永田 英文	大網白里市みずほ台3丁目32番地18

印鑑（改印）届書

※ 太枠の中に書いてください。

(地方) 法務局

千葉

支局・出張所

年 月 日 届

(注1) (届出印は鮮明に押印してください。)



商号・名称

特定非営利活動法人大綱お助け隊

本店・主たる事務所

千葉県大網白里市木崎341

印鑑提出者

資格

代表取締役・取締役・代表理事
理事・()

氏名

内山 眞美子

生年月日

大・昭・平・西暦 24年 5月 24日生

☐ 印鑑カードは引き継がない。

(注) ☒ 印鑑カードを引き継ぐ。

2 印鑑カード番号 6004-0081523

前任者 石川庄六

届出人(注3) ☐ 印鑑提出者本人 ☐ 代理人

住所

千葉県大網白里市みずほ台 2-24-7

フリガナ

フリガナ

氏名

内山 眞美子

(注3)の印

(市区町村に登録した印)

※ 代理人は押印不要



委任状

私は、(住所)

(氏名)

を代理人と定め、☐ 印鑑(改印)の届出、☐ 添付書面の原本還付請求及び受領の権限を委任します。

年 月 日

住所

氏名

(注3)の印

市区町村に
登録した印鑑

印

☒ 市区町村長作成の印鑑証明書は、登記申請書に添付のものを援用する。(注4)

(注1) 印鑑の大きさは、辺の長さが1cmを超え、3cm以内の正方形の中に収まるものでなければなりません。

(注2) 印鑑カードを前任者から引き継ぐことができます。該当する☐にレ印をつけ、カードを引き継いだ場合には、その印鑑カードの番号・前任者の氏名を記載してください。

(注3) 本人が届け出るときは、本人の住所・氏名を記載し、市区町村に登録済みの印鑑を押印してください。代理人が届け出るときは、代理人の住所・氏名を記載(押印不要)し、委任状に所要事項を記載し(該当する☐にはレ印をつける)、本人が市区町村に登録済みの印鑑を押印してください。なお、本人の住所・氏名が登記簿上の代表者の住所・氏名と一致しない場合には、代表者の住所又は氏名の変更の登記をする必要があります。

(注4) この届書には作成後3か月以内の

本人の印鑑証明書を添付してください。登記申請書に添付した印鑑証明書は援用する場合(登記の申請と同時に印鑑を届け出た場合に限る。)は、☐にレ印をつけてください。

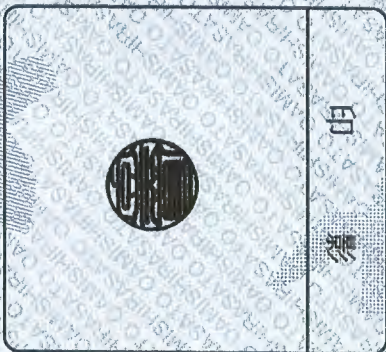
印鑑処理年月日

印鑑処理番号

受付 調査 入力 校合

(乙号・8)

印鑑登録証明書



氏名	内山 眞美子		
生年月日	昭和24年	5月24日	
住所	千葉県大網白里市みずほ台2丁目24番地7		
備考			

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

令和4年6月13日

千葉県大網白里市長

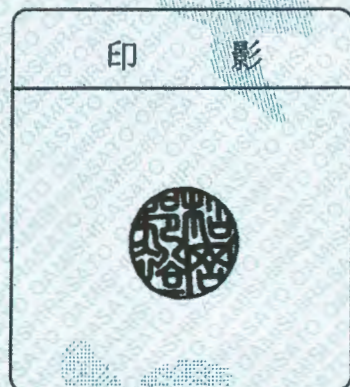
金坂 昌典



この証明書は黒色の電子公印を使用しています。



印鑑登録証明書



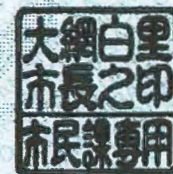
氏名	松岡 邦裕
生年月日	昭和 2 5 年 1 月 4 日
住 所	千葉県大網白里市大網 1 9 4 2 番地 1
備 考	

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

令和 4 年 7 月 1 5 日

千葉県大網白里市長

金坂 昌典



この証明書は黒色の電子公印を使用しています。

印鑑登録証明書



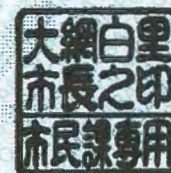
氏 名	野村 一郎
生年月日	昭和 2 2 年 9 月 1 8 日
住 所	千葉県大網白里市ながた野 1 丁目 2 0 番地 1 0
備 考	

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

令和 4 年 7 月 1 5 日

千葉県大網白里市長

金坂 昌典



この証明書は黒色の電子公印を使用しています。

特定非営利活動法人大綱お助け隊 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大綱お助け隊 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県大網白里市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生活支援と移動支援を目的とする。この事業は、ふだん普通にできていた日常生活ができなくなって困っている人や、脆弱な高齢者、障害者、子育てなどで手助けを必要とする人たちの、生活課題に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ① 高齢者の生活支援
- ② 子育て世代の支援
- ③ 障害者への支援
- ④ 一般の生活課題の支援
- ⑤ 高齢者の外出支援
- ⑥ 学童・園児の預かり・送迎
- ⑦ パソコン教室の事業
- ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 7人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、報酬及び費用弁償
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 除名
- (9) 資産の管理の方法

(10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する。短期借入金を除く。第46条において同じ。)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 清算人の選任

(12) 残余財産の帰属

(13) 事務局の組織及び運営

(14) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(4) 法第14条の3第1項の規定により理事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号又は第4号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)



第 28 条 各正会員の~~表決権~~は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者⁴¹にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算及び事業計画の追加及び更正)

第43条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 49 条 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併せよとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公示については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 石川 庄六

副理事長 杉本 義光

同 松岡 邦裕

理事 内田 正人

同 野村 一郎

同 内山 眞美子

同 野上 ひな子

監事 床爪 照男

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 30 年 3 月

31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員入会金 1 0 0 0 円
 - (2) 賛助会員入会金 3 0 0 0 円
 - (3) 会費 0 円

現行定款に相違ありません

特定非営利活動法人大網お助け隊

理事 内山 真美子

